

# 2020年度 実務者説明会（説明会資料抜粋版）



日時：2021年2月16日(火) 14時～16時

一般財団法人日本情報経済社会推進協会  
電子署名・認証センター

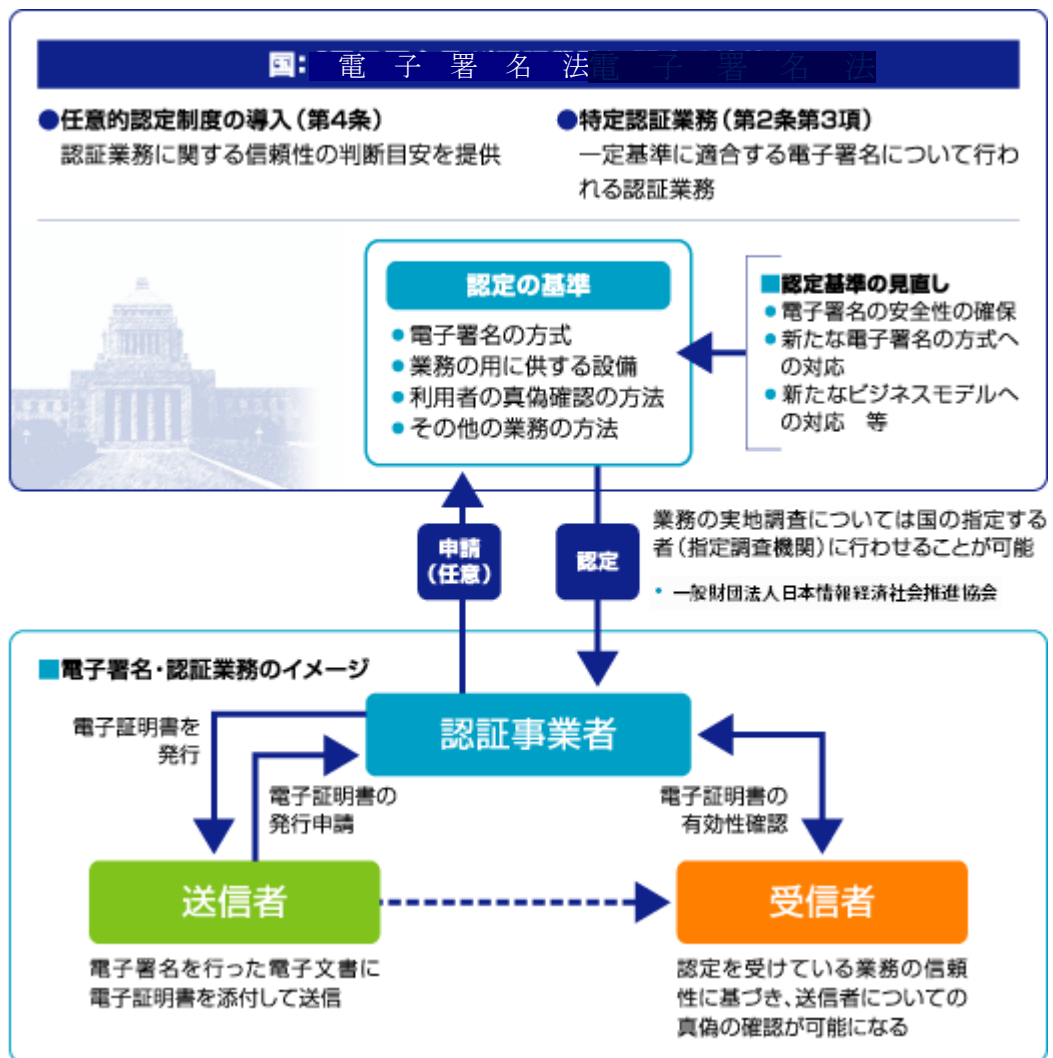
# 目次

1. 電子署名法と変更認定
2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有
  - 2.1 業務関係
  - 2.2 設備関係
3. 電子署名に関する国内の動向（経済産業省）
4. 指定調査機関からのお願いとお知らせ

# 1. 電子署名法と変更認定

- (1) 電子署名法第3条の「電磁的記録の真正な成立の推定」を支える特定認証業務に関する認定の制度
- (2) 認定の基準に関する電子署名法等の条文
- (3) 変更認定に関する電子署名法等の条文
- (4) 変更認定の考え方
- (5) 変更認定の実施、及び問合せ状況
- (6) 変更認定が不要となった事例

# (1) 電子署名法第3条の「電磁的記録の真正な成立の推定」を支える特定認証業務に関する認定の制度



特定認証業務の認定を受けるためには、どのような技術・設備水準が必要なのか示されており、電子署名の方式や業務の用に供する設備、利用者の真偽確認の方法等が定められ、こうした認定を受けた認証局が発行する電子証明書は、一定レベルの信頼性を保ったものだと判断される。

## (2) 認定の基準に関する電子署名法等の条文

### 電子署名法第四条（認定）

特定認証業務を行おうとする者は、主務大臣の認定を受けることができる。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。
  - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - 二 申請に係る業務の用に供する設備の概要
  - 三 申請に係る業務の実施の方法

### 電子署名法第六条（認定の基準）

主務大臣は、第四条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

- 一 申請に係る業務の用に供する設備が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 申請に係る業務における利用者の真偽の確認が主務省令で定める方法により行われるものであること。
- 三 前号に掲げるもののほか、申請に係る業務が主務省令で定める基準に適合する方法により行われるものであること。

### ※ 解説

電子署名法第六条で定められた「認定の基準」は、さらに施行規則や指針・方針に落ちてきて、より具体的で細かな判断基準が定められ、事業者が実施している業務一つ一つに展開されている。

<凡例>

○設備の要件・・・青字で記載

○真偽確認方法・・・マゼンタで記載

○業務の方法・・・緑字で記載

### (3) 変更認定に関する電子署名法等の条文

#### 電子署名法 第九条（変更の認定等）

認定認証事業者は、**第四条第二項第二号又は第三号**の事項を変更しようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

ただし、主務省令で定める**軽微な変更**については、この限りでない。

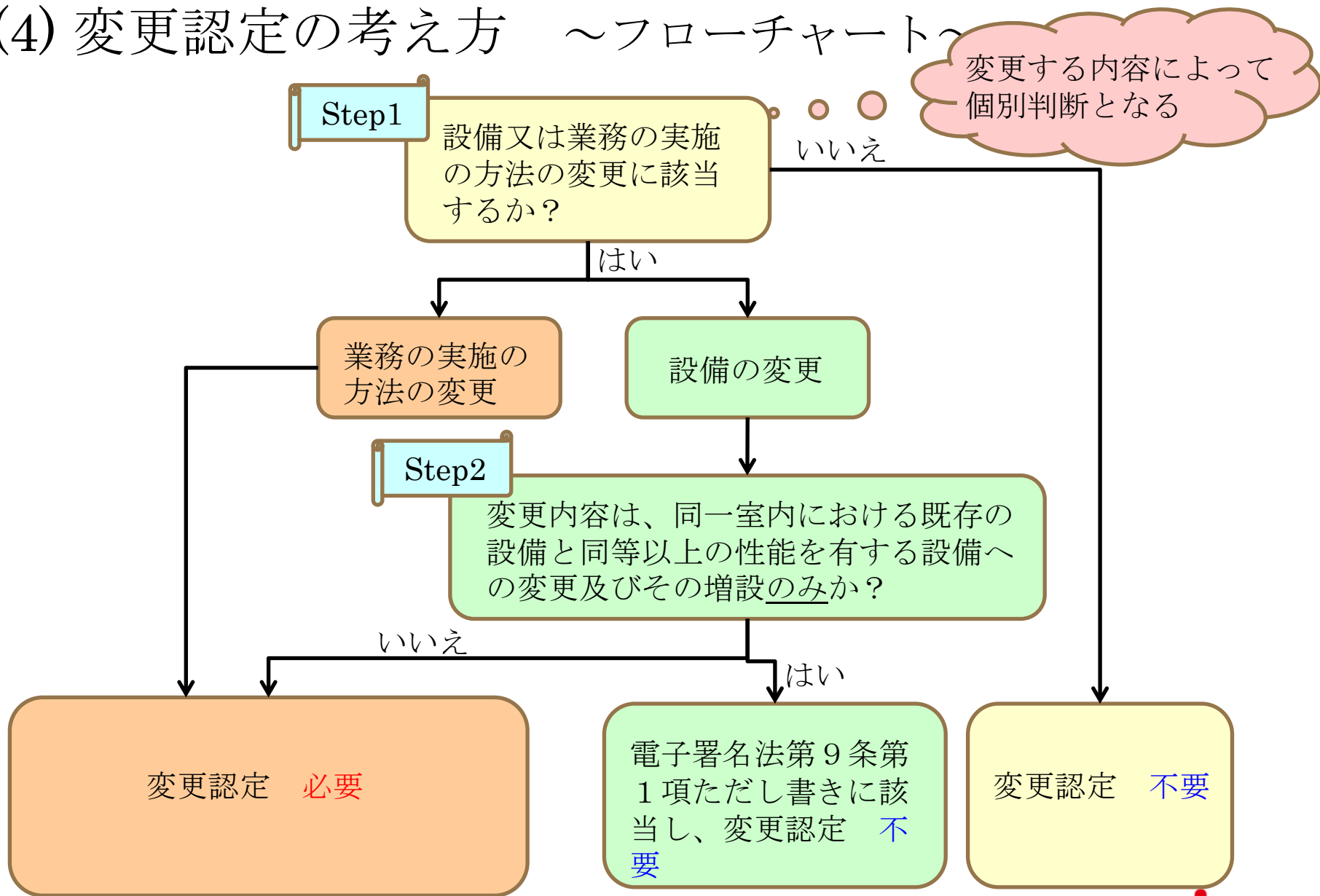
#### 電子署名法 第四条第二項第二号又は第三号

- 二 申請に係る業務の用に供する設備の概要
- 三 申請に係る業務の実施の方法

#### 施行規則 第九条（軽微な変更）

電子署名法第九条第一項ただし書の主務省令で定める**軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。**

# (4) 変更認定の考え方 ~フローチャート~



## (5) 変更認定の実施、及び問合せ状況

- 実施状況（2020年度）
  - － 業務の実施方法変更に伴う変更認定4件
  - － 設備の変更に伴う変更認定2件
- 問合せ状況（2020年2月1日～2021年1月31日）
  - － 認定認証事業者からの全問合せの内、変更認定に関する問合せの割合は約85%



### (6) 変更認定が不要となった事例

昨年(2020年2月)の実務者説明会以降の問合せで、事業者が特定されず、かつ汎用的に参考となる事例を抽出し、変更認定は不要であると判断された事例を紹介する。

なお、施行規則第十二条第一項第四号ホに基づき、認証業務用設備及び施行規則第四条各号（変更の対象となる設備や装置等が該当する号）の基準に適合するために必要な設備の維持管理に関する記録を作成、保存し、更改後の更新調査時に指定調査機関による確認を受ける。

#### < 業務系 >

- ①旧氏の確認方法に住民票を利用することを追加
- ②利用申込書の実印と利用者署名符号の受領書の実印が異なる場合の対応
- ③認証局の会社法人の変更
- ④電子委任状法対応(電子署名法に関する業務の方法の変更がない場合)

#### < 設備系 >

- ⑤運用証明書の変更
- ⑥ファイルサーバ、NASサーバのリプレース

## (6) 変更認定が不要となった事例 — 業務関係 —

### ① 旧氏の確認方法に住民票を利用することを追加

#### (質問)

利用者の旧姓を固有名称とする申込が行われた場合に、旧氏の記載のある住民票の写しまたは住民票記載事項証明書を真偽の確認資料として使用できますか。

#### (回答)

2019年11月5日の住民基本台帳法施行令等の改正により、住民票、マイナンバーカード等へ旧氏を併記できるようになりました。総務省ホームページには、旧氏が記載された住民票の写しまたはマイナンバーカードによって、旧氏を身分証明に資することができるものと考えていると明記されています。

従って、認定認証業務においても、住民票の写し、住民票記載事項証明書、マイナンバーカード等の真偽確認資料に記載される旧氏の取り扱いについて、CP/CPS、事務取扱要領等で明確かつ適切に規定することで、旧姓（旧氏）での申込について利用者の真偽を確認することは可能であると思料します。

## (6) 変更認定が不要となった事例 — 業務関係 —

### ② 利用申込書の実印と利用者署名符号の受領書の実印が異なる場合の対応

#### (質問)

受領書審査において、利用申込み完了後に印鑑を紛失するなどして受領書に利用申込書と同じ印影の実印を押せなくなってしまった場合の救済措置を検討しています。

#### (回答)

受領書の真偽確認における詳細な手順までは、電子署名法施行規則等に規定はなく、手順の追加内容によっては、同法第九条第一項に規定する法第四条第二項第三号の事項の変更には該当せず、変更認定は不要であると思料します。受領書の審査時において追加提出される印鑑登録証明書の確認や当該書類の保管の手順等の追加、帳簿書類の様式の変更等があるものと思料され、明確かつ適切に規程に反映の上、適切に業務関係者への教育・訓練を行い記録を残してください。手順の追加内容によっては、変更認定が必要となる可能性がありますので、指定調査機関に相談してください。

## (6) 変更認定が不要となった事例 — 業務関係 —

### ③ 認証局の会社法人の変更

(質問)

認証局の業務につきまして、別会社に移行する可能性があります。

(回答)

電子署名法第八条に該当する事業の継承を行う場合、事業を継承した事実が分かる記録とともに主務三省へ法第九条第四項に基づく届け出を行う必要があるため、申請手続きの時期は事業を継承した後になるかと思料しますが、詳しくは主務三省へご確認ください。参考までに、過去の事例では、事業を継承した事実が分かる記録として、登記事項証明書をご提出されたと聞いています。

指定調査機関への特別な届出は不要ですが、社名が変更になることに伴ってCP/CPS および下位規程等の修正が必要となる箇所を洗い出し、事業譲渡の事実が分かるように記述し、改訂履歴に残す等、適切に修正した上で、事業継承後速やかに公開できるようご準備ください。また、事業譲渡が行われましたら、CP/CPS 等の公開状況と併せてご連絡ください。

## (6) 変更認定が不要となった事例 — 業務関係 —

### ④ 電子委任状法対応(電子署名法に関する業務の方法の変更がない場合)

#### (質問)

電子委任状の普及の促進に関する法律への対応として、電子証明書に代理権に関する項目を属性として記載することは、変更認定に該当しますか。

#### (回答)

電子署名法第四条第二項第三号の事項についての変更にあたらないのであれば、変更の認定は不要です。具体的な内容について、指定調査機関に相談してください。

なお、CP/CPSに記述する電子委任状法に対応していることを示すための事項については、電子署名法による認定の対象外ですが、不明瞭であったり他の記述と齟齬のある記述であったりすると認証業務に対する信頼性を損なうおそれを否定できないため、明確かつ適切に記述してください。

## (6) 変更認定が不要となった事例 — 設備関係 —

### ⑤ 運用証明書の変更

#### (質問)

操作者用の運用証明書を発行する認証局を変更することは、変更認定に該当しますか。

#### (回答)

誤認並びに盗聴及び改変を防止する措置（指針第五条第二号）及び各操作者に対する権限設定等の措置（指針第六条第一項）として使用されている操作者用の運用証明書を変更する場合は、**施行規則第九条で定める軽微な変更**に該当するため、変更の認定は不要です。

## (6) 変更認定が不要となった事例 — 設備関係 —

### ⑥ ファイルサーバ、NASサーバのリプレース

#### (質問)

ファイルサーバ (FS) には、電子署名法第十一条及び同法施行規則第十二条に従い、「認定に係る業務に関する帳簿書類」が、電子媒体として大量に保存されています。このFSをリプレースすることは、変更認定に該当しますか。

#### (回答)

FSに保存されている帳簿書類には、施行規則第六条第十五号へに従い、「利用者の真偽の確認に際して知り得た情報の目的外使用の禁止」及び「記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置」の双方が求められます。

FSのリプレースにより、上記措置が引き続き担保されるのであれば、FSのリプレースは、**施行規則第九条で定める軽微な変更**に該当するため、変更の認定は不要です。当該実施に際しては、以下の事項にご留意いただき、変更後の更新調査時に、指定調査機関による調査を受けてください。

- ・FSをリプレースする際は、撤去されるFSに保存された情報の漏えいリスクに十分配慮・検討いただいた上で実施してください。
- ・FSのリプレースにより現在のFSに保存されていた帳簿書類が複製、廃棄されることから、施行規則第十二条第一項第四号トに規定された「帳簿書類の利用及び廃棄に関する記録」を作成し、適切に記録してください。

## 2. 認定認証業務の品質維持等に向けた情報共有

### 2.1 業務関係

- (1) 規程・手順の適切な作成と遵守
- (2) 誤発行等の事例紹介
- (3) 不正な電子的な申請情報の取り扱い
- (4) 発行者署名符号のバックアップに関する入出庫記録漏れ
- (5) 指摘事項等に基づいて改定された事務取扱要領等の混乱
- (6) 調査中のCPSの改訂による調査対象との齟齬
- (7) 保存することをCPSに規定している帳簿書類の誤消去
- (8) 利用者の電子署名方式にsha1WithRSAを含むCPSの公開
- (9) 利用者が他人の住民票の写しを提出

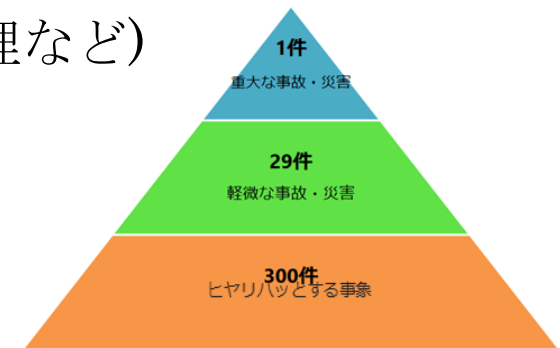
### 2.2 設備関係

- (1) ログ欠損
- (2) 不適切な権限設定
- (3) 障害時の対応



## (1) 規程・手順の適切な作成と遵守(1/2)

- 電子署名法に対する不適合の予防
  - － 規程・手順の遵守、業務の実態に即した見直し
  - － 業務の実施記録の帳簿には、実施日付、実施者、責任者（＊）
- (参考) ハイインリッヒの法則 (労働災害、品質管理など)
  - － 重大事故・災害1件の陰に
    - 29件の軽微な事故・災害
    - 300件のヒヤリハット
  - （事故にいたらない、ヒヤリハットとする事象）
  - － 重大事故の防止には、ヒヤリハットの撲滅



＊責任者を記録する必要がある帳簿

（調査項番4106、4108、4109、4204、4301～4305、4404～4407）

## (1) 規程・手順の適切な作成と遵守(2/2)

- 電子署名法に対する不適合の予防:
  - － 規程・手順の遵守、業務の実態に即した見直し、情報共有
    - 規程・手順の見直しの意図、理由、背景を共有し検討する。
    - 規程・手順の教育では、関連する施行規則や指針等の条文を提示し、電子署名法を遵守する重要性を認証業務全体で共有する。
    - 日常的、定期的に、違反には至らなかった「ヒヤリハット事例」を収集し、共有（朝礼・終礼・小集団活動など）
    - 規程・手順が不明瞭であったり、要員が理解し辛かったりした場合等、規定された内容が適切に共有、認識されるよう迅速に検討し改訂する。
    - リスク検出を容易にするために、チェック項目の追加や表現形式の変更等により、作業記録様式を改善する。
  - － 業務の実施記録の帳簿には実施日付、担当者、責任者を記録
    - 担当者に対する責任者の管理・監督
      - － 実施前の可否判断
      - － 実施後の可否判断
      - － 規定された記録の保存場所の徹底

## (2) 誤発行等の事例紹介

- 誤発行のリスク要因と原因例
  - － データベースの修正ミス
    - 利用者が入力したデータに基づく利用申込書に、手書きの訂正が2箇所あるときに、1箇所のみをデータベースに反映
    - 入力ミスの見落とし
  - － 同一内容のICカードの誤送付
    - ICカード2枚利用の利用者向けに、ICカードAとICカードBを送付すべきところ、ICカードAと、ICカードAの印刷不良品を送付

### ■ 間違いやすい文字の例

漢字変換誤りや類似文字の選択誤り

娑 ⇒ 裳、 式 ⇒ 弑、 紘 ⇒ 紃、 予 ⇒ 与、  
進 ⇒ 新、 奨 ⇒ 奨、 瑞 ⇒ 端、 舗 ⇒ 舗

利用者氏名/住所ローマ字等の誤り (実例)

Higashimiya\_machi ⇒ Higashimiyamachi Kasai-shi ⇒ Kosai-shi

Oaza ⇒ Oza Ikuo ⇒ Ikuko jo ⇒ joh Hidenori ⇒ Norihide

Kakai○ ⇒ Kaki○

プランニング ⇒ プランニング ピーアンドジー ⇒ ピーアンドジー

○ジィコート ⇒ ○ジィーコート ○ニール ⇒ ○ニール

下馬 ⇒ 下場 睦○ ⇒ 陸○ ○夫 ⇒ ○男 ○弘 ⇒ ○広 ○並 ⇒ ○波

明 ⇒ 昭 常盤 ⇒ 常磐 教会 ⇒ 協会 貨物 ⇒ 貸物 ○仁 ⇒ ○二

○技健 ⇒ ○技建

Taro Yamada□ (□:タブ文字) ⇒ Taro Yamada サーベーター(ベが平仮名) ⇒ サーベーター

○○ ⇒ ○・○ (建物名) ○丁目○番○号 ⇒ ○丁○番○号 (一部地域)

○jo, ○-○ ⇒ ○jo, n-○-○ (一部地域住所の○条n丁目の丁目欠落)

○○@○○1g.jp ⇒ ○○@○○lg.jp

### (3) 不正な電子的な申請情報の取り扱い

#### ■ 発生した事象

利用者のPCで動作する専用ツールから電子的な申込情報が認証局のサーバに一時的に蓄積され、登録用端末設備にダウンロードされ、審査用に取り込むところ、本来存在すべきではないデータが含まれていたために、エラーが発生した。

発生原因は、専用ツールの開発環境において、動作確認時の設定を誤り、開発中の仕様に基づく不適切な利用申込データが誤って現在の認証局に送付されたものである。

#### ■ 対応

- 開発環境から、現在の認証局の情報を削除するとともに、現在の認証局にアクセスすることがないように、開発元のファイアウォール等を設定する。
- 当該エラーとなったデータについて、認証局のサーバに一時的に蓄積されたことから、施行規則第十二条第一項第一号ロ及びハに該当する可能性について指定調査機関と相談、検討、整理

## (4) 発行者署名符号のバックアップに関する入出庫記録漏れ

### ■ 発生した事象

認証設備室内の金庫開錠記録表を確認したところ、ある日以降の記録が記載されていなかった。当該記録は、方針第6の2.(1)に基づき、「発行者署名符号のバックアップ」について、その適切な管理がなされていることを示す重要な記録である。

原因は、金庫開錠記録表の記載欄がいっぱいになっていたため、後で新しい用紙を印刷し記載した後に保管しようと考えていたが、担当者が失念してしまったためである。

### ■ 対応

予備の記録用紙がなくなった際の記録用紙補充に関する注意喚起を金庫開錠記録表と共に金庫内に保存した。必ず金庫開錠記録表に記録を記載することについて、再教育を実施した。

# (5) 指摘事項等に基づいて改定された事務取扱要領等の混乱(1/3)

## ■ 発生した事象

更新調査に際して、事務取扱要領以下の下位規程の一つで、昨年の更新調査時の指摘等の対応で追加された規定が反映されていないものが提出された。また、更新調査中の指摘に対する是正措置として別の下位規程を改定させた際に、一度示された改定案で指摘に沿って追加された内容が、その後に示された改定案では反故にされていた。

## ■ 指定調査機関による指摘

- 帳簿書類の版管理は、認証業務を適切に実施する際の基礎を成すものであり、電子署名法に限らず各種法令の遵守や事故再発防止や改善の徹底の大前提であると思料する。それが適切に実施されない状況が推察される。

(次ページに続く)

## (5) 指摘事項等に基づいて改定された事務取扱要領等の混乱(2/3)

- 指定調査機関による指摘 (前ページからの続き)
  - － 指定調査機関としては、事務取扱要領等の規程について、調査時点の最新版を確認したことにより、法令遵守の適合性を評価し、電子署名法第十七条第四項に基づいて主務大臣通知を実施している。その版を認証業務として反故にし、異なる規程に基づいて実施された一年間の業務内容は、著しく信頼性を損なうものとなりかねない。
  - － 施行規則第六条第十五号イにおいては、業務の手順を明確かつ適切に定めることが求められ、また、規則第十二条第一項第三号ロにおいては、業務の手順に関する定めとその変更に関する記録を保存することが求められており、これらの規定に抵触するおそれがある。

(次ページに続く)



## (5) 指摘事項等に基づいて改定された事務取扱要領等の混乱(3/3)

- 指定調査機関による指摘 (前ページからの続き)
  - 規程等の管理、及び改訂が適切に行われていない事象が頻発しているように見受けられる。組織で管理している規程等の管理及び改訂が適切に行われていないだけでなく、有効な再発防止策が講じられていないことは大変問題である。

# (6) 調査中のCP/CPSの改訂による調査対象との齟齬

## ■ 発生した事象

調査中に、指定調査機関への連絡なく、CPが改訂され公開されていた。指定調査機関へ提出された指摘に基づく改訂版のCPでは、その公開されている内容が反映されていなかった。

## ■ 問題点

係る状況は、規程類の先祖返りを誘発しかねない。

主務大臣通知に際しては、提出されたCP/CPSと共に、調査結果を報告している。主務省では当該通知に基づいて認定の更新について判断が行われる。調査した内容と異なるCP/CPSが公開されると、指定調査機関からの通知内容と齟齬が発生し、適合の判断根拠が不明瞭になる。また、指定調査機関が虚偽の内容を主務大臣に通知したことにもなり、主務大臣通知の信頼性が揺らぐ。

## ■ お願い事項

調査申請後、主務大臣通知前（調査完了通知書によるご連絡前）の改訂が必要となった場合は、必ず指定調査機関にご相談ください。

# (7) 保存することをCP/CPSに規定している帳簿書類の誤消去

## ■ 発生した事象

施行規則第六条第八号において認定の対象外とされている属性情報を電子証明書に記録する際に、属性情報を確認した電磁的記録について、施行規則第十二条第一項第一号への記録（電子証明書及びその作成に関する記録）として位置付け、該当する調査表項番（4106）に記載し、当該帳簿書類に係わる電子証明書の有効期間の満了日から最低10年間保存することをCP/CPSに規定している。また、当該記録について事務取扱要領以下の下位規程には、「ファイルサーバーに保管する。」と規定されているところ、実地調査において、昨年以前の実地調査では確認していたものを含めて規定されたファイルサーバーにおける保存を確認することができなかった。

主務省からも、特に規程の遵守を軽視する風潮について懸念が示された。

### (8) 利用者の電子署名方式にsha1WithRSAを含む CP/CPSの公開

#### ■ 発生した事象

令和2年総務省法務省経済産業省告示第二号（2020年3月30日）による平成13年総務省法務省経済産業省告示第二号の改正により、特定認証業務の認定に係る電子署名の方式においてSHA-1を使用するものが認められなくなり、指定調査機関からも経済産業省委託事業により事業者には周知したところであるが、調査時に確認したCP/CPSにおいて、利用者が使用する電子署名アルゴリズムとして、法令で定めるアルゴリズムの中に、SHA1withRSAが含まれていた。

## (9) 利用者が他人の住民票の写しを提出(1/2)

### ■ 発生した事象

市役所が、住民票の写しを誤って発行し、利用申込者が気が付かずに利用申込書に添付し、認証業務に提出した。

### ■ 対応案

利用の申込みに際して今回のような想定外の手続きを規定した上で、実施することは可能。

利用申込者ではない第三者の個人情報を含む公的書類について、何ら認証業務の責に帰すべからざる事由で受領した場合、個人情報保護の観点より、迅速かつ確実に一次流出元へ届けるため、利用申込者へ返却するのではなく、利用申込者及び一次流出元である役所の個人情報保護の責任者へ連絡の上、役所の責任者へ直接返却することが適切。

なお、返却方法については、個人情報の二次流出が起きないように、役所の責任者及び社の顧問弁護士等に相談の上、適切な手段を講じる。

(次ページに続く)

# (9) 利用者が他人の住民票の写しを提出(2/2)

### ■ 対応案 (前ページからの続き)

また、係る事項については、電子署名法第十一条及び同法施行規則第十二条第一項第一号ホに従い、認定認証事業者として利用申込みの承諾をしなかった理由を記載した書類を、作成・保存することが求められる。

したがって、第三者の個人情報を除いた状態で、当該記録（書類不備の発生、及び返却までの詳細な記録）を作成し、次回更新調査時に指定調査機関の確認を受ける。

今後同様のケースの発生を想定し、事務取扱要領等の下位規程に明確かつ適切に規定した上で、実施する。

## 2.2 設備関係

### (1) ログ欠損(1/4)

- 事象

- リプレース前の機器のログ保存の設定を、リプレース後の機器に設定し忘れ、規定値である「ログを上書きする」のままとしたため、過去のログが最新のログで上書きされてしまい、ログが欠損した。
- リプレース前の機器のログの保管を忘れ、リプレース前の機器のHDDのデータを完全消去し廃棄し、ログを欠損した。

- 問題点

施行規則第十二条第一項第四号ハに規定されている認証業務用設備の動作に関する記録である、Windowsのイベントログが、施行規則第十二条第三項に規定されている期間保存されていなかった。

- 関係法令、適合例

- 施行規則第十二条第一項第四号ハ  
認証業務用設備の動作に関する記録
- 施行規則第十二条第三項  
第一項第四号に掲げる帳簿書類は、作成した日から認定の更新の日まで保存しなければならない。

## 2.2 設備関係

### (1) ログ欠損(2/4)

原因	対策例
ログサイズ見積誤り	<ul style="list-style-type: none"><li>適切なログサイズの見積とログサイズ設定</li><li>ログのアーカイブ出力</li><li>定期的（1～2週間ごと）なログのバックアップ、ログ内容の確認</li></ul>
人為的ミス	<ul style="list-style-type: none"><li>操作手順書の整備 人為的ミスを減らすための明確かつ適切な手順の記述、チェックシートの効果的利用</li><li>定期的（1～2週間ごと等）に記録内容を実際に確認し、直近の作業記録が遺漏なくログとして残されているか確認</li><li>複数人による作業・確認</li><li>定期的な教育</li><li>自動化</li></ul>
ディスク障害	<ul style="list-style-type: none"><li>定期的（1～2週間ごと）なログのバックアップ</li><li>ログをRAID構成のディスクで管理</li></ul>
Windows Updateによるログ欠損（Windows10）	<ul style="list-style-type: none"><li>Windows Update前のバックアップ</li><li>操作手順書の整備</li></ul>



## 2.2 設備関係

### (1) ログ欠損(3/4)

原因	対策例
原因不明のイベントログ記録停止 (Windows10)  ・ ログをアーカイブするタイミングで、ログ記録停止（再現性なし）  ・ Windowsのイベントログを大量に出力する際のOSのバグと考えられるが詳細不明	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 可能な限りログサイズを大きくする。</li><li>・ 適切にログが取られていることを一定期間確認</li><li>・ ログインまたはログアウト時にログを別サーバへ飛ばす。</li></ul>
リプレイス後の機器への適切なログ保存設定忘れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リプレイス時の設定書や手順書等にログ保存の設定を明記する。 更にリプレイス機を再起動し、正しく設定されていることを確認する。</li></ul>
リプレイス前の機器のログ保管忘れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ リプレイス時に使用する設定書や手順書等にリプレイス前の機器のログを保管することを明記する。</li></ul>

## 2.2 設備関係

### (1) ログ欠損(4/4)

- ログのアーカイブ出力設定

イベントログの設定画面

ログのプロパティ - Application (種類: 管理)

全般    サブスクリプション

フルネーム(E):      Application

ログのパス(L):      %SystemRoot%\System32\Winevt\Logs\Application.evtx

ログのサイズ:      20.00 MB(20,975,616 バイト)

作成日時:      2018年5月9日 15:01:21

更新日時:      2020年1月8日 8:44:36

アクセス日時:      2018年9月6日 5:51:30

ログを有効にする(E)

最大ログサイズ (KB)(X):      20480

イベントログサイズが最大値に達したとき:

- 必要に応じてイベントを上書きする (最も古いイベントから) (W)
- イベントを上書きしないでログをアーカイブする (A)
- イベントを上書きしない (ログは手動で消去)(N)

ログの消去(R)

OK      キャンセル      適用(P)

## 2.2 設備関係

### (2) 不適切な権限設定(1/2)

- 事象

- 退職により認証設備室の入退室権限がなくなった者が、認証設備室の入退室管理装置に登録された設定のままであった。

- 問題点

- 認証設備室に入退室権限がない者が、入退室できることから、施行規則第六条第十六号で規定される「認証業務用設備が設置された室への立入り」に関する許諾が適切に行われていなかった。

- 関係法令、適合例

- 施行規則第六条第十六号

認証業務用設備により行われる業務の重要度に応じて、**当該認証業務用設備が設置された室への立入り**及びその操作に関する許諾並びに当該許諾に係る識別符号の管理が**適切に行われている**こと。

## 2.2 設備関係

### (2) 不適切な権限設定(2/2)

原因	対策例
権限変更時の 設定漏れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 権限変更時、複数人による設定変更確認</li><li>・ 定期的な権限設定確認</li><li>・ 設定確認時、最新の体制表と権限設定の整合性確認</li></ul>

## 2.2 設備関係

### (3) 障害時の対応

#### 1. 障害報告書提出

①経緯（いつ、誰が、何を、どのように）

②直接的原因～動機的原因(直接的原因を見逃した理由)

－ 「なぜなぜ分析」

- ・ 問題を起こした要因に対し、さらにその要因に対する要因を問うことを繰り返し対策の効果を検証する

③障害期間中、問題ないことの確認内容

－ 障害期間中、不正操作がなかったことをログ、作業記録等を使って説明  
(更新調査で詳細に確認する場合があります)

④類似事故、障害の可能性検討、問題のないことの確認内容

⑤是正の手順、再発防止策

－ 対策（いつからを含む）

再発の可能性が高い事象には、発生時の対応手順作成

－ 教育の実施状況

⑥規程、手順、マニュアル等の改定内容（改定日含む）

#### 2.改定された規程、手順、マニュアル等の提出

#### 3.教育記録の提出（いつ、だれに、何を教育したかの記録提出）